

肉用牛肥育経営安定交付金制度（交付金牛マルキン）の
交付金単価について【令和4年1月・2月・3月分】

令和4年5月16日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

令和4年1月・2月・3月分に販売された交付対象牛に適用する交付金単価（確定値）
について、下記のとおり公表します。

なお、令和4年1月・2月分に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、
下記により、算出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

記

1. 肉用牛1頭当りの交付金単価確定値（令和4年1・2・3月期） 単価：円

区分	販売月	肉専用種	交雑種	乳用種
香 川 県	令和4年 1月確定値 (概算払)	—	—	50,295.6 (45,274.8)
	2月確定値 (概算払)	—	12,519.9 (8,449.5)	51,054.3 (47,174.7)
	3月確定値	—	—	50,246.1

※交付金単価について、肉専用種は地域単価（枝肉価格：四国ブロック）、交雑種・乳用種は
全国単価を適用

※令和4年1・2月に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、上記により算
出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

※交雑種・乳用種の納付猶予牛については、国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付と
する。

※肉専用種について、生産者積立金が払底したため、令和2年3月までに負担金を納付済みの
牛も含めて国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付となるため、表示も国費分（交付金
単価の4分の3相当額）とする。

※交雑種・乳用種の納付猶予牛については、国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付と
する。